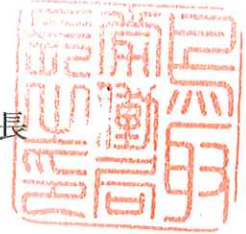




鳥労発基 0117 第 3 号  
令和 6 年 1 月 17 日

建設関係団体の長 殿

鳥 取 労 働 局 長



「手すり先行工法等に関するガイドライン」について

日ごろから労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場の作業床となる箇所適切な手すりを先行して設置する手すり先行工法については、「手すり先行工法等に関するガイドラインの策定について」（平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）により、その普及を図ってきたところですが、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和 4 年 10 月）においてガイドラインの内容の充実が提言され、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図る」こととされたことを踏まえ、最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 22 号）等の内容を盛り込み、令和 5 年 12 月 26 日付け基発 1126 第 2 号によりガイドラインが改正されました（以下、改正されたガイドラインを「改正ガイドライン」といいます。）。

つきましては、改正ガイドラインを当局ホームページ（[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01932.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01932.html)）に掲載しましたので、その内容について了知され、傘下会員等関係事業者に対して周知いただくとともに、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、関連施策へのご協力をお願い申し上げます。

○当局ホームページ改正ガイドライン掲載場所

